

大野城市地域密着型サービス事業所(居住系)に係る指定及び利用条件について

H29.10月再通知

1 利用条件(居住要件の原則的取扱い)

大野城市指定の地域密着型サービス(居住系のみ:グループホーム、特定施設、密着特養)は原則**3ヵ月以上市内に居住している**ことが利用の条件となります。
このため、転入により施設へ直接住民票を移すことは原則できません。(下記例外事由により入居が承認された場合のみ可。)

2 居住要件を満たさない場合の例外的取扱い

事例	入居可否	手続関係	判断要件
①以前大野城市に在住していたが、他市町村へ転出していた人が 再転入 する場合	条件付可	大野城市へ 要望書 の提出、承認後可	再転入前の大野城市での居住年数、他市町村での居住年数を勘案し、要望書の内容と併せて判断。
②入居時に既に大野城市に居住しているが、居住期間が3ヵ月に満たない場合	条件付可	大野城市へ 要望書 の提出、承認後可	転入前の居住地の状況や、大野城市での生活状況や居住期間等を勘案し、要望書の内容と併せて判断。
③ 大野城市在住の家族 が、他市区町村に住む利用希望者(認定者)を引き取る場合	条件付可	住民票を異動せず、他市町村の保険者が大野城市の同意を得て、入居予定事業所を指定すること(同意指定※)により可 同意指定について、元の住所地での対応が出来ない場合、大野城市へ 要望書 の提出、承認後可(承認後、入居に併せて家族宅又は施設への住民票の異動が必要。)	大野城市の同意については、本人や家族の状況を勘案し判断。 転入前の居住地の状況や、本人や家族の状況を勘案し、要望書の内容と併せて判断。
④認定者、家族とも他市町村在住で、入居を希望する場合	原則不可	やむを得ない理由 があり、他市町村の元の住所地に住民登録が継続可能な場合に、 同意指定 でのみ可	本人及び家族の住所地に入居可能な地域密着型サービス事業所がない場合等、大野城市でのサービス利用の妥当性を判断。
⑤認定者が他市区町村在住かつ単身者で、入居を希望する場合	原則不可	やむを得ない理由 があり、他市町村の元の住所地に住民登録が継続可能な場合に、 同意指定 でのみ可	本人の住所地に入居可能な地域密着型サービス事業所がない場合に市域との隣接状況等、大野城市でのサービス利用の妥当性を判断。
⑥認定者が住所地特例施設(住民票は大野城市、保険者が他市町村。以下同じ。)に入居中(3ヵ月以上の入居を含む。以下同じ。)で、家族が他市在住または認定者が単身者の場合	原則不可	他施設への入居を検討 他施設の入居が不可のときは、大野城市へ 要望書 の提出、承認後可	住所要件や居住年数に制限のない広域施設や、本人の転入前の居住地・家族が在住する地域密着型施設を検討。 転入前の居住地の状況や、本人の状況を勘案し、要望書の内容と併せて判断。要望書には他施設との検討内容も記載。
⑦認定者が住所地特例施設に入居中、かつ家族が大野城市在住の場合	条件付可	大野城市へ要望書の提出、承認後可(承認後、入居に併せて家族宅又は施設への住民票の異動が必要。)	転入前の居住地の状況や、本人や家族の状況を勘案し、要望書の内容と併せて判断。

※「同意指定」とは

住民票所在地(住民票の異動をしないことが前提)の保険者が、大野城市の地域密着型サービス事業所を指定する。(根拠法令:介護保険法第78条の2第4項第4号及び第115条の11第2項第4号)指定にあたっては、事前に住民票所在市町村等(保険者)に対する大野城市の同意が必要であり、事業所は住民票所在市町村等(保険者)へ指定申請が必要。

●例外入居における入居可否の判断の視点(要望書に記載すべき内容等)

- (1) 経緯(①元の住所地での生活の状況や入居検討までの経緯、②元の自宅の状況(自宅を引き払うか、残す場合の理由、今後自宅に戻る可能性等) など)
- (2) 本人の現況(①現在の生活の状況(入院の有無等)や本人の要介護度、ADL、認知面等の状況、②現施設に入居することが望ましい理由 など)
- (3) 家族の状況(①家族環境(キーパーソンが他にいない状況等)、②今後の家族の関わり方(家族の希望等) など)
- (4) その他(①元の住所地の地域密着型サービス事業所やその他の施設等の状況 など)

3 事業所における対応

- (1) 市内に3ヵ月以上居住しているかの確認を入居相談時に必ず実施してください。
- (2) 大野城市の介護保険被保険者証の確認を確実に実施してください。
- (3) ①の聞き取り状況、②の確認状況等について記録し、その記録を保存してください。
- (4) 上記例外事例に該当する場合は、必要な手続き等を入居希望者へ案内すると同時に、市へ報告の上、協議を行い、その記録を保存してください。

事業所においては、地域密着型サービスの主旨(本人の住み慣れた地域での生活を継続するために支援するサービスであること)を十分考慮し、他市町村認定者の地域密着型サービスの利用については、その必要性について十分な検討を行い、安易に受入することがないよう、特段の配慮を願います。